

中央社会保険医療協議会 総会 (第5回) 議事次第

平成13年4月25日(水)

10時00分～10時30分(目途)

厚生労働省共用第23会議室(別館8階)

議題

- 1 高度先進医療専門家会議の結果について
- 2 日米政府間協議の最近の状況について
- 3 最近の医療費の動向について

## 特定療養費制度について

○ 昭和59年に、患者の選択により一部負担金以外の費用を支払えば通常以上のサービス等が受けられる特定療養費制度を導入。

### 1. 制度の趣旨

医療技術の高度化、医療に対する国民のニーズの多様化に対応するため、公的な医療保険としての医療サービスの水準を確保しつつ、患者の選択による追加的なサービスを認めるもの。例えば、入院患者が自らの希望により、その料金も含めて納得したうえで個室を選択した場合には、通常の入院費用は保険によりまかなわれるが、それを超える個室という特別のサービス部分に関して患者に負担を求めることを認めるもの。

### 2. 制度の内容

#### (1) 選定療養

##### ○概要

療養の給付として提供されるサービスに代替するものであって患者の選択と負担にゆだねてもよいサービスとして厚生労働大臣が定めたものについて、療養の給付として給付される部分（初診料、歯科金属材料価格等）に相当する額を特定療養費として支給。（患者に通常の一部負担金に加えて追加的サービスに対応する負担を求めることを認める。）

##### ○現状

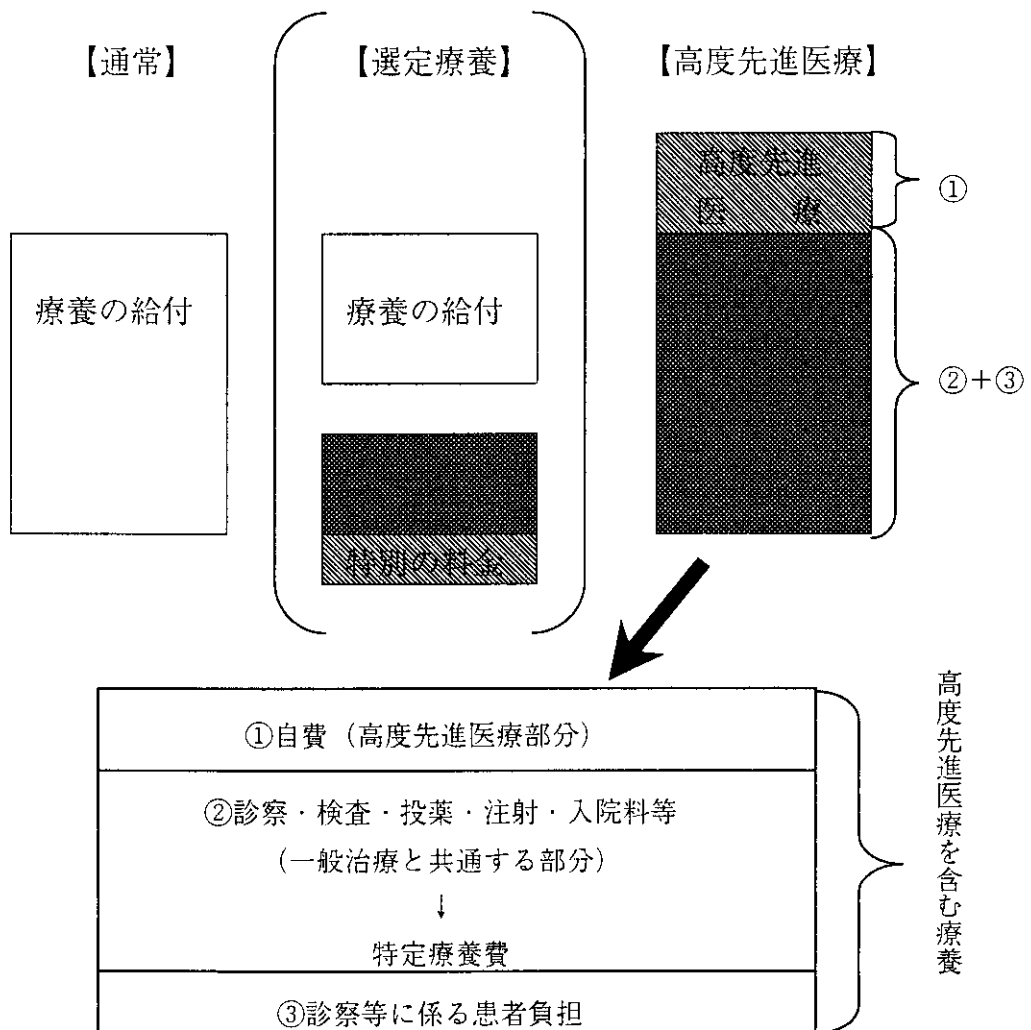
- ① 特別の療養環境の提供（昭和59年～）
- ② 歯科選択材料（昭和59年～）
- ③ 200床以上の病院について受けた紹介なしの初診（平成8年～）
- ④ 予約診察（平成4年～）
- ⑤ 診療時間外診療（平成4年～）
- ⑥ 金属床総義歯（平成6年～）
- ⑦ 治験に係る診療（平成8年～）
- ⑧ う蝕患者の指導管理（平成9年～）

(2) 高度先進医療（昭和59年～）

○概要

新しい医療技術の出現やニーズの多様化等に対応し、保険給付との調整を図るものである。このため、特定承認保険医療機関にて行われた高度先進医療については、その療養のうち、一般の療養の給付と同様な基礎的な診療部分（診察・検査・投薬・注射・入院料等）については、特定療養費として保険給付の対象とする。

（患者に通常の一部負担金に加えて高度先進医療部分の負担を求めることを認める。）



○現状

平成13年4月1日現在、105医療機関で71種類の医療技術を実施。